

2019年11月20日

三田市長 森 哲男 様

兵庫県地域人権運動連合 議長 前田 泰
丹有地域人権運動連合会 会長 西本 真
同三田支部長

(連絡先: [REDACTED])
三田市あかし台1丁目 [REDACTED])

憲法の原則通りの市民施策の充実と 「同和行政」の完全終結を求める要求書

三田市が抱えるさまざまな課題に対してのご尽力に敬意を表します。

さて、丹有地域人権運動連合会（丹有人権連）は、地域に生起する様々な人権問題の解決と住民の切実な要求実現のため、地域人権運動を進めています。部落問題解決への障害になる課題の克服もその一環として取り組んでいます。

今日、国が憲法の三大原理を蔑ろにするとともに、国民の生活と福祉を犠牲する悪政を進めています。三田市が国の悪政の防波堤になり、憲法が保障する平和、人権と民主主義を生かし、市民の生活と福祉の向上、人権保障の施策を実行することが求められています。

下記の項目について要求書を提出しますので、12月下旬までに文書での回答、及び、懇談の場を設定されるよう要請致します。

記

(1) 「非核平和都市宣言」だけでなく、2017年7月に国連で採択された「核兵器禁止条約」を批准するように国に要請すること。

また、戦争は人権破壊の最たるものです。違憲立法である「安保法制」（戦争法）の廃止と戦争放棄を謳った憲法9条の遵守を国に表明・要請すること。

去る11月17日に結成された「全国首長9条の会」加入を検討されたい。

(2) 憲法の人権概念の通り、市民の人権を擁護・拡充し、生活を豊かにする施策を実施すること。

①特に、市民の生命と身体を守る大切な三田市民病院を公立の総合病院として存続させ、さらなる充実に努めること。「三田市民病院改革プラン」や「済生会との関係協議」は中止し、病院利用者や広く市民の意見を聞くタウンミーティング等の施策を行うこと。

②特に、「子育てするならさんだ」と宣伝しておいて、その一環の「子どもの医療費無料化」施策を一部中止したことは、市民に責任ある行政でない。元に戻すこと。

(3) 昨年の要求書の回答で、「人権問題」とは「『すべての人々が…生まれながらに持つ権利』が守られていない状態が社会に存在することです。」とされ、「法務省では、17の人権課題、…三田市では『人権施策基本方針』におきまして、8分野の人権課題（同和問題、女性、外国人、障害のある人、高齢者、子ども）…最近では『性的マイノリティ』『犯罪被害者』」ているが、憲法の基本的人権の概念が誤っている。また、「人権問題」は、差別問題だけではありません。改めて、憲法に規定された「人権問題」とは何かを明らかにすること。

又、回答の中で、「転居の際の被差別部落間い合わせ事案や、インターネット掲示板への差別書き込みが発生しています。」とされましたが、三田市における実態を明らかにされたい。また、「住所地や出身地を理由に日常生活の中で様々誹謗中傷や差別されることがなくなれば、部落問題の解決された状態である」とされましたが、それに照らして、三田市における「部落問題の現状と到達点」と解決の道筋を明ら

かにされたい。

三田市の取り組みと不十分さにより、「障がい者監禁事件」が起きました。立ち上げられた「障害者共生協議会」の取り組みを明らかにされたい。

(4) 回答では、「三田市では、以前から『同和地区』と呼ぶ地域や『同和地区住民』と呼ぶ住民はありませんので、広報等行うことは考えておりません。」とされましたが、「伸びゆく三田」(平成31年1月15日)で、「モニタリング事業の報告」で、「差別をうけなければならない地域は、どこにも存在しません。」と記されました。それに対する市民の反応を明らかにされたい。「同和地区(被差別部落)」や「同和地区(被差別部落)住民」が存在しないことを積極的に広報されたい。

(5) (4)の回答と矛盾する「同和地域」の線引きを残し部落問題解決に逆行する、市単独費用で実施されている社会事業である「解放学級」を廃止すること。回答では、「部落差別解消の推進法に関する法律」の前文「現在もなお部落差別は存在する」を引いて、「部落差別の現実に対し不安を抱えている子どもたちに…『差別に負けない力をつけるため』取り組んでいる」とされましたが、「現在もなお部落差別は存在する」実態を説明されたい。「差別に負けない力」とはどのような「力」なのか。地域活動における目的は、そのような「力」ではありません。また、「解放学級」に来ている子どもは「差別される」という意味でしょうか。

また、「解放学級」にかかわる資料(参加教員の勤務実態も含めて)を提出されたい。

<資料提出の概要>

○「解放学級事業実績報告書」「活動日誌」 ○「運営委員会」の構成と役職、部落解放同盟の参加の有無 ○生徒募集資料 ○謝金対象者の重複度と指導内容
○教職員の勤務形態とそれを裏付ける通知等

(6) 「部落差別の解消の推進に関する法律」(2016年12月16日施行)のみならず、「『付帯決議』に配慮し、進めてまいります」と回答されましたが、「人権を考える市民のつどい」での川口氏講演では、全くふれられていません。三田市の市民啓発で、法律と一体の「付帯決議」を具体的に広報される計画を明らかにされたい。講演者の選定の時に、「付帯決議」の内容に触れるような講師の選定や三田市の担当者が直接言及すること。

同時に、昨年度の「人権相談」の実態と昨年6月から実施されているモニタリングの実態とその結果の取り組みを明らかにすること。

(7) 回答において、「『部落差別の解消の推進に関する法律』に基づき、地域の実情に応じた施策を講ずる」とされましたが、三田市において「条例」制定の根拠のない「部落差別の解消の推進に関する法律」に関する条例や「人権条例」の制定は行わないこと。

(8) 回答の中で、「三田市人権を考える会」についてオンブズパーソンの調査結果をあげられ、「見直しの対象に該当しない旨の見解が示された」とされているが、「見直しの対象に該当しない」だけであって、「違法でない」とはされていない。民間組織にするため、事務局を三田市・人権推進課の職員が担当することをやめること。

また、「市の人権施策との連携」では、「市の担うべき『人権教育・啓発』の分野におきまして…各組織・各地域に根ざした取り組みを進めております。」とされましたが、その実態・内容を明らかにすること。「補助」でなく丸が抱えの「運営資金」の提供を廃止すること。